

豊田市足助生活拠点創業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、空き家を借り入れ又は購入し、店舗として活用する者に対して交付する豊田市足助生活拠点創業支援補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請、決定等に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 補助金の交付は、別表1に定める地区に存在する空き家を店舗として活用して商業活動を行おうとする者を支援し、住民の利便性の増進及び観光客の誘導による地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 現に居住、事業その他の使用がされていない（近く使用しなくなる予定のものも含む。）建築物又は建築物の一部をいう。
- (2) 修繕 建築物の経年劣化した性能や機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
- (3) 改修 建築物の経年劣化した性能や機能を実用上支障のない状態まで回復させると同時に、従前の水準以上にその機能を改善するほか、商業活用に必要な機能を追加することをいう。
- (4) 改築 建築物の全部又は一部を取り壊して、従前とほぼ同様の建築物を建築することをいう。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、別表1に定める地区に存在する空き家を借り受け又は購入した個人又は法人で、当該空き家を活用して新規に又は承継し商業活動を行おうとする者とする。

2 前項に定める空き家の賃貸借又は売買は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 賃貸借 申請の日から3年を経過する日までの期間を含む賃貸借契約を締結し、又は賃貸借契約の締結に関して当該空き家の所有者との合意がなされていること。
- (2) 売買 空き家の所有者と申請者との間において売買契約を締結し、又は売買契約の締結に関して当該空き家の所有者との合意がなされていること。

3 第1項に定める商業活動は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）であって、次の各号に掲げるものを除く業種に係る事業とし、午前9時から午後9時までの間で連続した3時間以上営業し、かつ、月の日数の半分以上を対面により営業するものであること。

- (1) 生活関連サービス業・娯楽業のうち競輪・競馬等の競走場及び競技団に附帯するサービス業
- (2) サービス業（他に分類されないもの）のうち政治・経済及び宗教
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に

規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業

- (4) 一時的又は投機的なもの
- (5) 国又は地方公共団体の経営するもの
- (6) その他対象とすることが適当でないと市長が認める事業
(補助対象からの除外)

第5条 前条の規定にかかわらず、補助事業者が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、補助対象としない。

- (1) 豊田市税を滞納している場合
- (2) 偽りその他不正な手段により申請を行った場合
- (3) 暴力団員である場合
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者である場合
- (5) 空き家等を専ら事務所又は倉庫として利用する場合
- (6) その他市長が適当でないと認めた場合
(空き家の管理及び利用)

第6条 補助事業者は、空き家の善良な管理及び利用に努めなければならない。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 修繕等補助 空き家の修繕及び改修(以下「修繕等」という。)の工事に係る経費。ただし、当該空き家の所有者の合意を受けた修繕等に限る。
- (2) 家賃補助 空き家の商業活動に必要な部分の家賃のうち、補助金の交付決定を受けた日の属する月の翌月分から36カ月の期間に係るもの

2 前項第1号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる費用は、補助金の対象経費としない。

- (1) 新築、改築、増築(便所、浴槽等の設置による増築は除く。)、解体、移築、合併処理浄化槽の設置及び整備(単独処理浄化槽又は汲取り便槽の撤去を含む。)、備品の購入、水道の加入金等に係る経費その他市長が適当でないと認めた経費
- (2) 修繕等の設計に係る経費

3 第1項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる費用は、補助金の対象経費としない。

- (1) 空き家の賃貸借に係る敷金、礼金、保証金等の経費
- (2) 居住用その他商業活動に使用していない部分に係る家賃
- (3) 駐車場その他の店舗に含まれない部分に係る家賃

4 前項各号に該当する場合において、商業活動に必要な部分の家賃が明確でない場合は、面積按分その他の方法により該当部分の家賃を算定するものとする。

(補助対象の空き家)

第8条 補助金の交付対象となる空き家は、次の各号のいずれかを満たすものでなければならない。

(1) 修繕等補助の場合にあっては、次の要件の全てを満たしているもの。

ア 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が、過去に本補助金の交付を受けた空き家でないこと。

イ 申請者が、過去に豊田市山村地域等空き家事業活用補助金(以下「山村地域事業補助金」という。)その他の補助金の交付を受け又は受ける予定の空き家ではないこと。ただし、次に掲げる補助金の交付を受ける場合を除く。

(ア) 豊田市伝統的建造物群保存地区補助金

(イ) 豊田市空き家再生事業補助金（以下「再生補助金」という。）。ただし、本補助金及び再生事業補助金の交付対象となる改修等の工事を一括して計画でき、かつそれぞれの補助金の交付を受けて改修等を行う箇所に重複がない場合に限る。

(2) 家賃補助の場合にあっては、次の要件の全てを満たしているもの。

ア 山村地域事業補助金の交付を受けた空き家、又は受ける予定の空き家でないこと。

イ 申請者本人又は申請者の2親等内の親族が所有する空き家でないこと。

(補助金の額)

第9条 補助金の額は、次の各号に掲げる金額とする。

(1) 修繕等補助 空き家の修繕等に要した費用に10分の8を乗じて得た額（千円未満に端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。）以内とし、150万円を限度とする。

(2) 家賃補助 空き家の賃貸借契約にかかる1月分の家賃に2分の1を乗じて得た額（千円未満に端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。）以内とし、5万円を限度とする。

(補助金の申請)

第10条 申請者は、豊田市足助生活拠点創業支援補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、空き家に係る賃貸借契約又は売買契約を締結することが確かとなった日又は契約をした日から起算して1年以内に、市長に提出しなければならない。

2 伝建地区補助金を受けようとする場合にあっては、前項の規定にかかわらず、空き家に係る賃貸借契約又は売買契約を締結することが確かとなった日又は契約をした日から起算して1年以内に、豊田市足助生活拠点創業支援補助金申請期限延長の申請書（様式第2号）により期限の延長を申請することができる。

3 前項に規定する延長の期限は、伝建地区補助金の交付決定を受けた日から起算して30日以内又は伝建地区補助金を申請しないことが明らかになった日から起算して60日以内とする。

(補助金の交付決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、提出された書類の審査を行い、補助金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において交付の決定をし、豊田市足助生活拠点創業支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定に当たり、必要に応じて条件を付することができる。

3 市長は、前条第2項の規定に係る申請により承認したときは豊田市足助生活拠点創業支援補助金申請期限延長の決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

4 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧や市税の納付状況を確認することができる。

(複数年度における補助金の交付申請)

第12条 本補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）のうち交付を受けた年度を越えて引き続き補助金を受けようとする者は、引き続き補助金を受けようとする年度の4月20日までに、第10条に規定する申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、市長が適当と認めるときは、同条に規定する書類の全部又は一部の添付を省略することができる。

2 前条の規定は、前項の規定による申請に係る補助金の交付決定の手続について準用する。

(交付決定を受けた内容の変更等)

第13条 交付決定者は、交付決定を受けた内容を変更するときにあつては豊田市足助生活拠

点創業支援補助金変更承認申請書（様式第5号）に必要書類を添えて、交付決定を受けた事業を中止するときにあつては豊田市足助生活拠点創業支援補助金中止届出書（様式第6号）を事前に市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による内容の変更に係る申請を受けたときは、変更内容を審査した上で、承認の可否を決定しなければならない。

（結果の通知）

第14条 市長は、前条第2項の規定により承認したときは豊田市足助生活拠点創業支援補助金変更承認決定通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知する。

（実績報告）

第15条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた事業を完了したときは完了した日から起算して30日を経過した日又は完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早く到来する日までに、豊田市足助生活拠点創業支援補助金実績報告書（様式第8号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第16条 市長は、前条の規定により実施報告がなされたときは、その内容を審査し、事業の成果を適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊田市足助生活拠点創業支援補助金確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第17条 市長は、補助金の額が確定した後、交付決定者からの請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（検査及び指示）

第18条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することができる。

2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められ、又は指示があった場合は、速やかにこれに応じなければならない。

（補助金の交付決定の取消し又は返還）

第19条 市長は、交付決定者又は交付決定に係る空き家が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

（1）第4条第2項第3項、第5条、第6条及び第8条の規定に違反したとき。

（2）偽りその他不正の手段により、補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

（3）関係法令等に違反したとき。

（4）当該空き家及びその利用者に関して、第2条に定める目的に著しく反すると市長が判断したとき。

（5）交付決定者が借受人である場合にあつては、当該交付決定者が補助金の確定通知の日から起算して3年以内に商業活動を終了したとき。

（6）交付決定者が購入者である場合にあつては、当該交付決定者が補助金の確定通知の日から起算して3年以内に転売、解体、又は商業活動を終了したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、豊田市足助生活拠点創業支援補助金交付決定取消等通知書（様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 第1項の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、市長が定める日までに、既

に支払われた当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

別表1

足助生活拠点	足助町飯盛、(以下「足助町」以下を表記) 石橋、一ノ谷、井ノ上、井ノ洞、今岡、井本、岩崎、岩清水、植田、後山、大入、岡田、落合、落部、鬼ノ窪、御林、笠松、梶平、金山、鐘突、川見、木伐道、蔵ノ前、御所山、坂洞、沢ノ上、沢ノ尻、山王、三本松、篠田、蛇這、城山、新町、陣屋後、須沢、狭石、田町、月ノ入、釣シ崩、天王、中田、中根、長洞、成瀬、西ノ入、西ノ田、西町、沼ノ入、橋渡、八万、火打石、東井ノ上、東後山、東貝戸、東真弓、引陣、久井戸、平岩、広畑、藤塚、平治洞、蛇石、細洞、本町、真弓、宮平、宮ノ後、向山、虫尾ケ根、門前、八剣、横枕
--------	--

豊田市長 様

申請者 所在地 〒 -

法人名称

フリガナ

代表者

役職・氏名

(個人の場合は、住所及び氏名)

電話 () -

年度 豊田市足助生活拠点創業支援補助金交付申請書

豊田市補助金等交付規則第4条の規定により申請します。

記

事業	店舗所在地	
	屋号	
	業種・業態	
	営業開始予定日	令和 年 月 日
補助の種類	<input type="checkbox"/> 修繕等補助 <input type="checkbox"/> 家賃補助 (申請をする補助金の種類のいずれか又は両方にシ点)	
補助金 交付申請額	金	円
	改修等工事費	家賃
	円×8/10	円/月×1/2× 力月
	= 円 =	円

<添付書類>

- (1) 事業計画書
- (2) 位置図
- (3) 誓約書（閲覧及び収容状況の確認に同意をしなかった場合）
- (4) 【修繕等補助の場合】修繕等工事の設計図（修繕等の実施箇所、内容が確認できる間取り図等、他の補助金と併用する場合、各補助金の対象となる工事箇所に重複のないことが読み取れるよう図示してください。）
- (5) 【修繕等補助の場合】修繕等工事の見積書（修繕等工事費が50万円未満1者、50万円以上の場合2者）
- (6) 【修繕等補助の場合】施行前の現場写真（外観、施工箇所各所）
- (7) 【修繕等補助の場合】修繕等に関する同意書
- (8) 【家賃補助の場合】賃貸借契約書の写し

事業計画書

1 事業概要

--

2 将来ビジョン

--

3 収支予算

(1) 修繕等補助

歳入	金額	歳出	金額
市補助金	円	事業費	円
自己負担額	円		
計	円	計	円

(2) 家賃補助

歳入	金額	歳出	金額
市補助金	円 (円/月×カ月)	事業費	円 (円/月×カ月)
自己負担額	円		
計	円	計	円

4 事業計画

(1) 修繕等補助

修繕等の内容	別紙「修繕等の内容一覧」のとおり
実施期間(予定)	年 月 日～ 年 月 日
【賃貸物件のみ】 修繕等の同意及び 修繕等に伴う資産の取扱い	<input type="checkbox"/> 双方協議の上、契約書に記載した(レ点)

(2) 家賃補助

契約期間	年 月 日～ 年 月 日
------	--------------

5 申請者の課税状況等

市税の課税状況	<input type="checkbox"/> 課税	<input type="checkbox"/> 非課税
---------	-----------------------------	------------------------------

- 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、法人の場合は市税の収納状況を、個人の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することに同意します。

(別紙)

修繕等の内容一覧

番号	内容	間取り 図面※	写真※	見積り※	備考
A	外観 (全景)				
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					
⑨					
⑩					
⑪					
⑫					
⑬					
⑭					
⑮					
⑯					
⑰					
⑱					
⑳					

※各添付物に番号が明示されているか確認する際に使用してください。

誓 約 書

豊田市足助生活拠点創業支援補助金の交付を申請するにあたり次のとおり誓約いたします。
(し点をつける)

- 豊田市税を滞納していません。
- 偽りその他不正な手段により申請を行っていません。
- 暴力団員ではありません。
- 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- 足助商工会に加入しています。又は、今後加入します。
- 空き家で行われる事業は、次の各号に掲げる業種ではありません。
 - (1) 生活関連サービス業・娯楽業のうち競輪・競馬等の競走場及び競技団に附帯するサービス業
 - (2) サービス業（他に分類されないもの）のうち政治・経済及び宗教
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業
 - (4) 一時的又は投機的なもの
 - (5) 国又は地方公共団体の経営するもの
 - (6) そのほか、公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないと市長が認める事業
- 空き家で行われる事業は、新規事業又は継承事業です。
- 午前9時から午後9時までの間で連続した3時間以上営業し、かつ、月の日数の半分以上を対面により営業する者であること
- 空き家等を専ら事務所又は倉庫として利用しません。
- 【賃貸借の場合】空き家の所有者と申請者との間において申請の日から3年を経過する日までの期間を含む賃貸借契約が締結され、又は締結に関して合意がされています。
- 【賃貸借の場合】空き家の所有者と申請者との間において、当該空き家の修繕等に関して合意がされています。
- 【売買の場合】空き家の所有者と申請者との間において売買契約が成立し、又は売買契約の締結に関して合意がされています。
- 【家賃補助の場合】申請者本人又は申請者の2親等内の親族が所有する空き家ではありません。

この申請書及び関係書類の内容確認のために求められた資料を提出しない場合、又は申請の記載事項が虚偽であった場合は、補助金の全額を一括返還します。

年 月 日

申請者 所在地

〒 -

法人名称
フリガナ
代表者
役職・氏名

(個人の場合は、住所及び氏名)

豊田市長 様

申請者 所在地 〒 -

法人名称
フリガナ
代表者
役職・氏名

(個人の場合は、住所及び氏名)

年度 豊田市足助生活拠点創業支援補助金申請期限延長の申請書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定通知のあった豊田市足助生活拠点創業支援補助金について、下記のとおり申請期限の延長をしたいので、申請します。

記

- 1 延長期限 年 月 (予定)
- 2 延長理由 豊田市伝統的建造物群保存地区補助金を受けるため。

法人名称
代表者
役職・氏名
様
(個人の場合は、氏名)

豊田市長

年度 豊田市足助生活拠点創業支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった豊田市足助生活拠点創業支援補助金について、豊田市補助金等交付規則第5条第1項の規定により下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

1 補助事業名	修繕等補助	家賃補助
2 交付決定額	金 円	金 円 (円/月× カ月)
3 交付の条件		

法人名称
代表者
役職・氏名
様
(個人の場合は、氏名)

豊田市長

年度 豊田市足助生活拠点創業支援補助金申請期限延長の決定通知書

年 月 日付けで申請のあった豊田市足助生活拠点創業支援補助金について、下記のとおり延長を決定しましたので通知します。

記

- 1 延長期限 年 月 (予定)
- 2 条 件

豊田市長 様

申請者 所在地 〒 -

法人名称
フリガナ
代表者
役職・氏名

（個人の場合は、住所及び氏名）

年度 豊田市足助生活拠点創業支援補助金変更承認申請書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定通知のあった豊田市足助生活拠点創業支援補助金について、下記のとおり計画の変更をしたいので、豊田市補助金等交付規則第8条の規定により申請します。

記

1 交付決定を受けた補助事業（該当する補助事業にレ点）

<input type="checkbox"/> 修繕等補助 <input type="checkbox"/> 家賃補助

2 交付決定を受けた内容の変更

変更内容等	変 更 前	変 更 後
補助金額	金 円	金 円
事業費総額	円	円
変更内容及び変更理由		
添付書類	<修繕等補助の場合> (1) 変更内容、箇所等が確認できる図面 (2) 工事変更見積書（変更がある場合のみ。） (3) 施行前の現場写真（施工箇所各所） (4) その他必要に応じて変更を説明する書類 <家賃補助の場合> (1) 賃貸借契約書の写し	

豊田市長 様

申請者 所在地 〒 -

法人名称
フリガナ
代表者
役職・氏名

(個人の場合は、住所及び氏名)

年度 豊田市足助生活拠点創業支援補助金中止届出書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定通知のあった豊田市足助生活拠点創業支援補助金について、下記のとおり事業を中止しましたので豊田市補助金等交付則第8条の規定により届け出ます。

記

1 事業店舗所在地	
2 交付決定額	<input type="checkbox"/> 修繕等補助 金 円 <input type="checkbox"/> 家賃補助 金 円 (中止する補助事業にレ点)
3 中止の理由	

法人名称
代表者
役職・氏名
様
(個人の場合は、氏名)

豊田市長

年度 豊田市足助生活拠点創業支援補助金変更承認決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった豊田市足助生活拠点創業支援補助金については、
豊田市補助金等交付規則第9条の規定により下記のとおり承認します。

記

- 1 変更決定額 修繕等補助 金 円
家賃補助 金 円

2 計画変更の内容

区分	当初計画	変更

3 条件

豊田市長 様

申請者 所在地 〒 ー

法人名称

フリガナ

代表者

役職・氏名

（個人の場合は、住所及び氏名）

年度 豊田市足助生活拠点創業支援補助金実績報告書

年 月 日付け豊 発第 号で補助金の交付決定を受けた豊田市足助生活拠点創業支援補助金の事業を完了したので、豊田市補助金等交付規則第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実績及び効果
別紙のとおり実施し、所期の目的を達成できた。
- 2 添付書類一式

(別紙)

1 収支決算

(1) 修繕等補助

歳入	金額	歳出	金額
市補助金	円	事業費	円
自己負担額	円		
計	円	計	円

(2) 家賃補助

歳入	金額	歳出	金額
市補助金	(円/月×力月)円	事業費	(円/月×力月)円
自己負担額	円		
計	円	計	円

2 事業実績

(1) 修繕等補助

修繕等の内容	
実施期間	着手 年 月 日 完了 年 月 日

(2) 家賃補助

支払期間	年 月 日～ 年 月 日
------	--------------

3 添付書類

<修繕等補助>

- ①領収書(原本)
- ②完成写真(施工箇所各所 1枚)
- ③その他市長が必要とする書類

<家賃補助>

- ①領収書(原本)
- ②入込客数(日毎)報告書(任意様式)

法人名称
代表者
役職・氏名

様

(個人の場合は、氏名)

豊田市長

年度 豊田市足助生活拠点創業支援補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった豊田市足助生活拠点創業支援補助金については、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、豊田市補助金等交付規則第11条の規定により通知します。

記

- | | | | |
|----------|----------|---|---|
| 1 補助金確定額 | 修繕等補助 | 金 | 円 |
| | 家賃補助 | 金 | 円 |
| 2 改修等の内容 | 事業実績のとおり | | |

法人名称
代表者
役職・氏名
様
(個人の場合は、氏名)

豊田市長

年度 豊田市足助生活拠点創業支援補助金交付決定取消等通知書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定をした豊田市足助生活拠点創業支援補助金について、豊田市補助金等交付規則第18条の規定により交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還が必要となるため、下記のとおり通知します。

記

1 交付決定取消事由

2 交付決定取消額	修繕等補助	金	円
	家賃補助	金	円
3 既交付済補助金額	修繕等補助	金	円
	家賃補助	金	円
4 補助金支払日	修繕等補助	年 月 日	
	家賃補助	年 月 日	
5 返還金額	修繕等補助	金	円
	家賃補助	金	円

6 返還金の納入方法